

FAX 045-312-3506

神奈川県県民局暮らし県民部消費生活課 企画グループ 御中

「神奈川県消費生活条例の改正骨子案」について

ご意見等記入用紙

ご意見記入欄

1. 意見の趣旨

改正骨子案は、全体として妥当であり、同案に賛成します。

2. 意見の理由

(1) 改正骨子案(1)エについて

高齢者被害が多発していることを踏まえ、訪問販売による被害を防止するためには、「訪問販売お断り」などのはり紙やステッカーを貼付することにより、不招請勧誘拒絶をの意思表示を行っている消費者について、当該世帯への訪問を禁止することが必至であると言わなければなりません。改正骨子案(1)エは、このことを明確に規定するものであり、支持することができます。

(2) 改正骨子案(3)エについて

消費者被害の防止および救済にとっては、神奈川県においても適格消費者団体を設立することが必要であり、特に財政的な基盤の確立が困難であると考えられることから、行政による積極的な支援が期待されます。

〒812-0011

福岡市博多区博多駅前1丁目5番1号

博多大博通ビルディング8階

特定非営利活動法人消費者支援機構福岡

理事長 朝見 行弘

電話：092-432-2330

FAX：092-432-2340

E-Mail：info@cso-fukuoka.net

- 問合せ先 神奈川県県民局暮らし県民部消費生活課 企画グループ
電話：045-312-1121（内線2622）

※お電話での意見提出はお受けできませんのでご了承ください。